



東京ジョブコーチ職場定着支援事業広報紙(年2回発行)

東京ジョブコーチ

2012.9
第1号

公益財団法人東京しごと財団委託事業 東京都補助事業
事業受託：社会福祉法人東京都知的障害者育成会 東京ジョブコーチ支援室

CONTENTS

- 1 はじめまして！
- 2 ご存知ですか？
- 3 東京ジョブコーチ活用事例
- 4 東京ジョブコーチ支援室とは
- 5 ご利用についてのQ&A

◆はじめまして！ 東京ジョブコーチです

東京ジョブコーチ職場定着支援事業は、平成20年度から始まった東京都の事業です。

障害者が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また雇用する企業がスムーズに受け入れられるよう、職場内外の環境を整えて定着を支援する「東京ジョブコーチ」を派遣します。

「東京ジョブコーチ」は(公財)東京しごと財団が認定登録した職場適応援助者です。利用できる方は、原則として都内在住または在勤の障害者です。

平成20年12月から事業を開始し、平成24年3月までに1,438名の障害のある方の支援を行っています。

◆ご存知ですか？

—平成25年4月1日から障害者法定雇用率が引き上げられます！—

平成25年4月1日から、障害者の法定雇用率が引き上げとなります。変更は以下のとおりです。

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|--------------|-------------|
| | 平成25年3月31日まで | 平成25年4月1日から |
| 民間企業 | 1.8% | 2.0% |
| 国・地方公共団体等 | 2.1% | 2.3% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.0% | 2.2% |

* 今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

”東京ジョブコーチ支援室の熱意ある持続的な支援は、彼らを貴重な戦力として確実に育て上げていただいております。”

サノフィ・アベンティス
ラ・メゾンサービス
センター
尾上昭隆 様

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけています。

この法律では、法定雇用率は「労働者の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

東京ジョブコーチ活用事例

このコーナーでは、東京ジョブコーチをご活用いただいた企業様、支援機関様の声をご紹介します。今後のご利用に向けたご参考となれば幸いです。

◆ 企業様の活用事例

サノフィ・アベンティス株式会社 ラ・メゾンサービスセンター(新宿区)

○会社概要○

設立：2006年1月1日

業種：医薬品輸入販売業

業務内容：名刺作成、ダイレクトメール

コピー用紙補充、シュレッダー、

本社内デリバリー業務

その他事務サポート(テプラ、PDF化等)

PC使用業務

・WEB発注作業

・Data入力、グラフ化作業

東京ジョブコーチの支援内容：

・PC取扱い、基本(ワード、エクセル)訓練

・PC使用業務サポート

・マニュアル作成

・個別訓練指導

・臨床心理士とのコラボレーション

・IT化に伴うストレスマネジメントアドバイザー

・職場マナー教育

サノフィ・アベンティス株式会社

ラ・メゾンサービスセンター 事務長 尾上昭隆 様

現在当社において、経費削減、業務改善が進むなかで、障害者に対してもIT化に伴う職域開拓がチャンスとして巡ってまいりました。しかし当社には、知的障害者に対するPC指導のノウハウはなく、東京ジョブコーチ支援室の皆様方に現在大変お世話になっております。

具体的にご支援を頂いている内容は左記に示したとおりですが、実際どのような効果をもたらしているのか以下に報告いたします。

- ・9名全員がPCの取り扱いが丁寧になった。
- ・ワード、エクセルの訓練によりそれぞれ3級以上の力をつけ、同僚に業務に対する感謝のメールも打てるようになり、安定した心を保てるようになった。
- ・マニュアルの作成、個別指導により、ほぼ全員がPCを使用する業務を代行することが可能となった。
- ・臨床心理士とのコラボレーションで企業内において業務や人間関係に対するストレスマネジメントが可能となった。(社会人としての成長支援)

以上、簡単な報告ですが、東京ジョブコーチ支援室の熱意ある持続的支援は、彼らを貴重な戦力として確実に育て上げていただいております。

株式会社インテリジェンス・ベネフィクス (新宿区)

○会社概要○

設立：2008年1月1日

(特例認定 2008年11月)

業種：事務支援サービス

障害者雇用に関する各種

コンサルティングサービス

業務内容：グループ内外問わず、

・各種事務支援業務受託

・障がい者雇用関連のコンサルティ

ング(採用・教育・定着・業務構築)

・東京ジョブコーチの支援内容：

・聴覚障がいのある社員の教育と、

・社内での聴覚障がいへの理解促進

株式会社インテリジェンス・ベネフィクス

事業企画グループ 野村弥生 様

弊社では社内に第二号職場適応援助者を配置しておりますが、聴覚障がいについては熟知しきれておらず、聴覚障がいのある本人とのコミュニケーションに問題を抱えていました。

今回、東京ジョブコーチ支援室に相談させていただいたところ、聴覚障がいのあるジョブコーチがいらっしゃいましたので是非にお願いすることになりました。

弊社の社員も同じ障がいのあるジョブコーチに対して安心して話すことができ、本人がどんなことを考え、会社は本人に何を望んでいるのか、お互いに理解し合うことができ、本当に助かりました。

また、これまで本人と会社との間でビジネスマナーの理解にギャップがあったこともわかり、本人にとっては社会人として必要なビジネスマナーを再度学習する機会にもなりました。

お互いにどんなコミュニケーションが不足していたのかを認識することができたことで、社内でも聴覚障がいに対しての理解がすすみ、業務の中で周囲が自主的にサポートを行えるようになりました。

本当にありがとうございました。

◆ 支援機関様の活用事例

青梅市障害者就労支援センター(区市町村障害者就労支援事業・青梅市)

○センター概要○

所在地：青梅市東青梅 1-2-5

東青梅センタービル3階

対象地域：青梅市、多摩地域

東京ジョブコーチへの支援依頼内容：

- ・清掃業務手順書の作成と指導
 - ・当事者への業務指導と従業員への啓発
 - ・品出し業務の効率向上支援
 - ・在宅就労者のPCスキル向上指導
- 等

青梅市障害者就労支援センター
所長 榎戸 俊行 様

ジョブコーチをお願いする支援内容としては、入職時の作業適応支援、職場環境の調整等が主なものになります。就職しても試用期間を無事勤めあげ、本契約に結び付けるためには、この間の支援体制を強化することが大事と考えています。入職時のご本人の不安はもとより、会社様の受入れに対する諸問題を解決するためにもジョブコーチ支援は、重要な鍵を握っています。

そこで事業開始当初から、ジョブコーチのプロ集団である東京ジョブコーチの利用を行い、職場定着の実績を積み重ねることができました。依頼から支援開始までのフットワークの良さ、マンツーマンでの支援体制、問題点の共通認識等々で、ご本人や会社様に高い評価をいただいています。

練馬区立貫井福祉工房(就労移行支援事業所・練馬区)

○施設概要○

所在地：東京都練馬区貫井 2-16-2

訓練内容：パン製造、喫茶・販売、

印刷・製本、下請け業務、等

東京ジョブコーチへの支援依頼内容：

- ・通勤同行支援
 - ・マニュアル作成
 - ・洗浄業務指導
 - ・転勤に伴う業務開拓、指導
 - ・業務組み立てとマンツーマン指導
 - ・当事者転居に伴う通勤支援
 - ・業務手順の確認
- 等

貫井福祉工房 主任支援員 小林 哲 様

開設して5年が経過する頃、順調に就職者を出してきましたが、就職先で環境の変化や要求水準の変化に対応できず、自信を失くしている就職者も増えてきていました。

そのような時に、東京ジョブコーチを利用していくことで就職者のアフターケアの充実を図ろうとしました。初めて顔を合わせるジョブコーチがどのように支援していくのか、不安を感じたのは一瞬でした。ジョブコーチの皆さんはインテーク面談※の際から積極的に利用者に関わり信頼関係を作ろうとしていました。そして、多様な課題に対しても臆することなく、現場の支援に入ってくれました。

支援を頂きながらいつも感じることは、ジョブコーチの皆さんの利用者へ対する思いやりの強さです。たくさんのOBが今まで東京ジョブコーチに支えられ会社でがんばっています。私たちもジョブコーチの皆さんの熱い気持ちに負けないよう、これからも連携して支援していきたいと思っています。

※インテーク面談とは・・・

これからジョブコーチ支援を行うにあたり、支援対象者様、企業様、支援機関様から事前に状況をうかがわせていただいております。

◆ 東京ジョブコーチ支援室の機能

東京ジョブコーチ支援室は、60名の東京ジョブコーチが円滑にジョブコーチ支援を行えるよう、サポートします。

主な業務は、以下の通りです。

- ・ 支援依頼のお問い合わせ対応（電話インテーク）
- ・ 障害当事者、企業、支援機関への東京ジョブコーチの事業説明
- ・ 支援依頼とジョブコーチのマッチング
- ・ 企業、支援機関等に出向いてのインテーク面談の同席
- ・ 実際の支援場面での状況確認。ジョブコーチへのスーパーバイズ

東京ジョブコーチ支援室にはコーディネーターが配置されており、これらの業務を行います。コーディネーターはこれまでにジョブコーチ支援等、障害者の職場定着支援の経験のある職員です。

障害者雇用に関するご相談にも応じます。お気軽にご連絡ください。

◆ ご利用にあたっての Q&A

Q1：支援開始までどれくらい時間がかかりますか？

A1：お電話をいただいてから初回の訪問まで概ね1週間程度です。

Q2：ジョブコーチ支援を受けるにあたり、社内での準備は必要ですか？

A2：業務の状況、対象となる方の状況により支援内容が変わります。必要な準備についてはその都度打合せをさせていただきます。ジョブコーチが社内に入ることを周知しておいていただくとスムーズです。

Q3：費用はかかりますか？

A3：費用はかかりません。東京ジョブコーチ派遣費用は東京都が公費支出します。

Q4：支援対象となる障害種別は何ですか？

A2：すべての障害を対象としています。障害者手帳のない方の場合、医師の診断書や意見書等でも結構です。

皆様の声をお寄せください！

事業に関するお問い合わせ、その他ご不明な点や、ジョブコーチ支援に対するご意見など、お気軽に右記連絡先までお寄せください。

どうぞよろしく願いいたします。

お問い合わせ先

事業のご利用（支援依頼等）に関すること

東京ジョブコーチ支援室

〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-3-39 STSビル3階

TEL (03) 5386-7057 ファックス (03) 3371-8221

Eメール tokyo-jc@ikuseikai-tky.or.jp

ホームページ <http://www.ikuseikai-tky.or.jp/~iku-tokyo-jc>

事業全般、東京ジョブコーチ募集・研修に関すること

公益財団法人 東京しごと財団

障害者就業支援課 コーディネート事業係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

TEL (03) 5211-2682 ファックス (03) 5211-5463

ホームページ <http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>